

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原 告 鶴田明日香

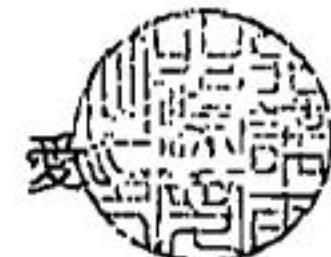
被 告 社会福祉法人 S 会

第 5 準 備 書 面

平成28年1月/5日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士(担当) 北條



被告は、原告主張の亡早亭の死亡にかかる損害額について、下記のとおり主張を補充する。

記

第1 逸失利益について

1 原告の主張

原告は、亡早亭の死亡により、計4163万3792円の逸失利益の損害が生じた旨主張しており、同金額の積算根拠は、賃金センサス平成25年の産業計・企業規模計・男女計・全年齢の平均賃金を基礎収入とし、死亡時の亡早亭の年齢である28歳から就労可能年数67歳までのライブニッツ係数を乗じたものである。

2 被告の主張

(1) 亡早亭の就労の可能性について

ア 亡早亭の障害の程度

亡早亭は本件事故当時就労により収入を得ていたわけではないため、上記の原告の主張は、亡早亭に就労可能性があった旨の主張であるといえる。

しかしながら、亡早亭には先天性の自閉症と知的障害、てんかんの既

往症があり（訴状2ないし3頁），本件事故当時には愛知県により知的障害者判定区分Aの判定を受け，療育手帳を支給されていた（乙7の145頁）。判定区分Aは愛知県においては最重度ないし重度とされ，IQ35以下のもの，またはIQ50以下で身体障害者福祉法に基づく障害等級の1=3級に該当するものである（乙15）。

また，亡早亭は国民年金施行令別表に定める1級に該当する金額の障害基礎年金を受領していたところ，同表における障害の程度1級の障害は，身体又は精神の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を便ずることを不能ならしめる程度のものであるとされている（乙16-2）。

イ かかる亡早亭の障害の程度からすれば，当時28歳の亡早亭が将来賃金センサスの平均賃金程度の収入を得られる蓋然性，就労可能性はないといえ，原告の主張は失当である。

(2) 障害基礎年金の逸失利益性

ア 無拠出型の障害基礎年金であること

なお，原告は本件訴訟前の交渉段階において，亡早亭が受領していた上記1級に該当する障害基礎年金を基礎収入として主張していたので（乙17），障害基礎年金の逸失利益性についても付言する。

この点，最高裁平成11年10月22日第二小法廷判決（民集53巻7号1211頁，乙18）は障害基礎年金の逸失利益性を肯定したものではあるが，その根拠として，同年金が保険料が拠出されたことに基づく給付としての性格にあることを述べている（乙18，5~6頁目）。しかしながら，亡早亭は国民年金の納付を開始する20歳より前から前記疾患があり，亡早亭の受給していた障害基礎年金は，20歳前傷病によるいわゆる無拠出型の障害基礎年金であるといえ（乙16-1，2枚目），本人が保険料を納付していないことから保険料の拠出に基づく給付ではないし，本人の生活保障のために支給されるものである。

したがって，亡早亭が受給していた障害基礎年金には逸失利益性は認め

られない（無拠出型の障害基礎年金の逸失利益性について乙19、名古屋地方裁判所一宮支部平成20年9月24日判決）。

第2 死亡慰謝料、近親者慰謝料について

1 死亡慰謝料について

(1) 原告は亡早亨自身の死亡慰謝料を2500万円は下らない旨主張する。

しかしながら、亡早亨は当時独身で、単身で障害者施設で生活していた者であり、上記のとおり重度の知的障害を持っていた。加えて、仮に本件事故の発生に際し被告の過失が認められるとしても、本件事故は亡早亨が自ら施設を抜け出したことにより発生したものである。

かかる亡早亭の生活の状況、健康状態、および本件事故の状況からすれば、原告主張の死亡慰謝料は高額に過ぎ、亡早亭の死亡による慰謝料は、一般的な裁判基準に比してより低額に認定されるべきである。

(2) また、原告は、亡早亨の相続人である訴外鶴田■の相続分を譲渡されたことであるが、一身専属権と解されうる同人の固有の慰謝料までは譲渡されていないといえ、死亡慰謝料の算定にあたってはかかる事情も考慮されるべきである。

2 原告自身の慰謝料

また原告は、原告の近親者固有の慰謝料は300万円を下らない旨主張する。

しかしながら原告は亡早亭の兄（本件 [REDACTED] であり、民法711条が定める近親者ではない。亡早亭は本件事故当時被告の施設に入居しており、原告とは同居しておらず、面会時に会うのみであった。

かかる原告について近親者固有の慰謝料を認めるべき事情は立証されていないといえ、仮に認められるとても原告主張の300万円は高額に過ぎ、失当である。

以 上